第2章 事例別関係法令手続き

この章では、バイオマス変換技術が実用化レベルにあるものの中から、廃棄物系バイオマスを 利活用した代表的な事例について、計画段階から実施にいたるまでの関係法令手続きをまとめ ています。なお、廃棄物を利用する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用を受 けるので留意してください。

なお、土地利用関係の手続きにつきましては、「土地利用ハンドブック」に掲載されておりますので、こちらをご覧ください(福島県 企画調整総務領域 土地調整グループ

http://www.pref.fukushima.jp/tochi/handbook/mokuzi.htm)。

- 1 バイオマスのたい肥化利用
- 2 バイオマスのエネルギー利用(BDF:バイオディーゼル燃料)
- 3 生ごみ・家畜排せつ物等メタン発酵
- ◆ その他考慮すべき主な手続き

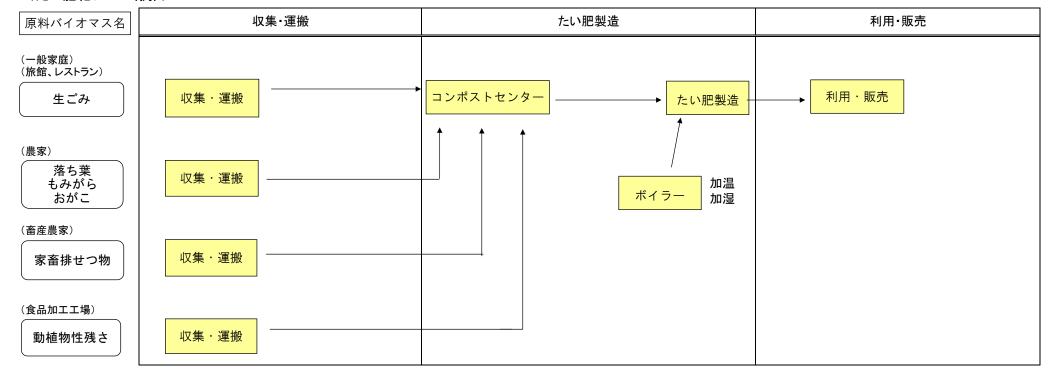
1 バイオマスのたい肥化利用

<利用例>

原料バイオマス名	発生源		廃棄物の区分
生ごみ	一般家庭	\Box	一般廃棄物
生ごみ	旅館、レストラン	\Box	一般廃棄物
落ち葉、もみがら、おがこ	農家	\Box	一般廃棄物
家畜排せつ物	畜産農家	\Box	産業廃棄物
動植物性残さ	食品加工工場	\Box	産業廃棄物
			ソン・ギレエ「古本生の加田

※いずれも「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用を受けます。(廃棄物処理施設の設置許可や廃棄物処理業の許可の対象となります。)

くたい肥化フロー(例)>



収集·運搬	たい肥製造	利用・販売
■収集・運搬、保管、処理に係る基準の遵守	■廃棄物処理施設の設置許可申請	
【一般廃棄物:法第6条の2第2項】 【産業廃棄物:第12条第1項、第2項】	【一般廃棄物】 ○処理能力5トン/日以上の場合、許可が必要 (第8条第1項) ○許可基準は法第8条の2	
	【産業廃棄物】 ○指導要綱に基づく事前手続き、条例第32条に基づく設置 許可申請が必要 ○許可基準は条例第33条第1項	
	※市町村が行う場合は、一般廃棄物処理施設の設置届出 (法第9条の3)	
■収集・運搬、処分に係る帳簿の備え付け	■廃棄物処理施設の維持管理基準の遵守	
【一般廃棄物:法第7条第15項、16項】 【産業廃棄物:第12条第11項】	【一般廃棄物】法第8条の3 【産業廃棄物】法第15条の2の2	
■運搬又は処分を他人に委託する場合の基準の遵守	■使用前検査申請	
【産業廃棄物:第12条第3項、14項】	【一般廃棄物】法第8条の2第5項 許可後、使用前検査による確認を受ける必要 がある 【産業廃棄物】法第15条の2第5項	
■広卒版の原体 *字柳の張丁中寺		
■廃棄物の収集・運搬の許可申請 【一般廃棄物:第7条第1項】 【産業廃棄物:第14条第1項】	■廃棄物の処分業の許可申請 【一般廃棄物】第7条第6項 【産業廃棄物】第14条第6項	
※市町村が行う場合は、一般廃棄物の収集・運搬業の許可は不要(法第6条の2)	※市町村が行う場合は、一般廃棄物の処分業の許可は不要 (法第6条の2)	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	引価値の有無などにより

	収集·運搬	たい肥製造	利用·販売
		■特殊肥料(たい肥)の生産者の届出(法第22条)	■販売業者の届出(法第23条)
		■普通肥料の生産者の登録(法第4条)	□ ■普通肥料の容器又は包装への生産業者保証票 の添付(法第17条)
			■普通肥料の生産業者の登録票の備え付け (登録票又は写し) (法第11条)
肥料取締			■普通肥料の登録事項の変更または失効の届出 (法第13条、第15条)
法			■特殊肥料(たい肥)の品質表示義務 (法第22条の2)
			■普通肥料の生産・販売業者の変更届出 (法第23条第2項)
			■普通肥料、特殊肥料の生産・販売業者の帳簿の 記載事務(法第27条)
		■防火管理者選任の届出、消防計画の作成、消火訓練の 実施等(法第8条)	
		■防火対象物の点検及び報告(法第8条の2の2)	
消防		■消防用設備等着工届出(着工10日前まで) (法第17条の14)	
法		■消防用設備等設置届出(工事完了4日以内) (法施行規則第31条の3)	
	必要です。	で、当該ボイラーの燃料として重油、灯油等を利用する場合は、ボイ −利用(BDF:バイオディーゼル燃料)」の「消防法」の手続きを	

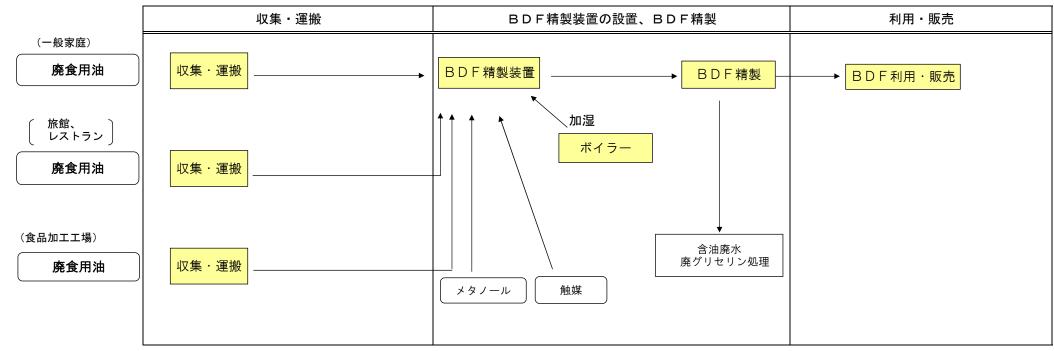
	収集・運搬	たい肥製造	利用·販売
	<食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律> ■収集運搬に関する廃棄物処理法の特例 (第20条第1項)等 の適用について検討	<家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律> ■管理基準の遵守(法第3条第2項) ■畜産業を営む者が新設した堆肥化施設等の金融上の支援措置活用の検討(法第11条、施行令第2条)	<農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する 法律> ■日本農林規格による格付け表示の認定申請 (法第14条第2項)
		<悪臭防止法> ■特定悪臭物質指定物質の規制基準の遵守(第4条)	<地力増進法> ■土壌改良資材の品質の表示(法第12条)
その他関連法			
		※)「◆その他考慮すべき主な手続き」もご覧ください。	

2 バイオマスのエネルギー利用(BDF:バイオディーゼル燃料)

<利用例>

原料バイオマス名	発生源		廃棄物の区分
廃食用油	一般家庭	\Rightarrow	一般廃棄物
廃食用油	旅館、レストラン	\Rightarrow	産業廃棄物
廃食用油	食品加工工場	$\qquad \qquad \Longrightarrow \qquad \qquad$	産業廃棄物

<BDF精製フロー(例))>



収集・運搬	BDF精製装置の設置、BDF精製	利用・販売
■収集・運搬、保管、処理に係る基準の遵守	■廃棄物処理施設の設置許可申請	
【一般廃棄物:法第6条の2第2項】 【産業廃棄物:第12条第1項、第2項】	【一般廃棄物】 ○処理能力5トン/日以上の場合、許可が必要。第8条第1項 ○許可基準は法第8条の2	
	【産業廃棄物】 ○指導要綱に基づく事前手続き、条例第32条に基づく設置 許可申請 ○許可基準は条例33条第1項	
■収集・運搬、処分に係る帳簿の備え付け	※ 市町村が行う場合は、一般廃棄物処理施設の設置届出 (法第9条の3)	
【一般廃棄物:法第7条第15項、16項】 【産業廃棄物:第12条第11項】	■廃棄物処理施設の維持管理基準の遵守 【一般廃棄物】法第8条の3 【産業廃棄物】法第15条の2の2	
■運搬又は処分を他人に委託する場合の基準の遵守	■使用前検査申請	
【産業廃棄物:第12条第3項、14項】	【一般廃棄物】法第8条の2第5項 許可後、使用前検査による確認を受ける必要が ある 【産業廃棄物】法第15条の2第5項	
■廃棄物の収集・運搬の許可申請	■廃棄物の処分業の許可申請	
【一般廃棄物:第7条第1項】 【産業廃棄物:第14条第1項】	【一般廃棄物】第7条第6項 【産業廃棄物】第14条第6項	
※ 市町村が行う場合は、一般廃棄物の収集・運搬業の許可は不要(法第6条の2)	※ 市町村が行う場合は、一般廃棄物の処分業の許可は不要 (法第6条の2)	

収集・運搬	BDF精製装置の設置、BDF精製	利用・販売
■運搬及び移送の基準の遵守 (法第16条、法第16条の2)	■製造所、貯蔵所、取扱所設置許可申請(法11条) (次の指定数量以上を取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所を 設置しようとする場合は設置許可申請が必要です。	■運搬及び移送の基準の遵守 (法第16条、法第16条の2)
■危険物取扱者制度の遵守(法第16条の2	(メタノール) 第4類 アルコール類、指定数量 400L	■危険物取扱者制度の遵守 (法第16条の2)
■定期点検制度の遵守(法第14条の3の2		■定期点検制度の遵守 (法第14条の3の2)
■事故発生時の応急措置及び通報義務 (法第 1 6条の3)	(※) 上記の指定数量未満の製造所、貯蔵所、取扱所を設置しようとする場合であっても、次の手続きが必要です。 () 指定数量未満の貯蔵の場合、貯蔵所所在市町村の火災予防条例の対象 () 指定数量の1/5以上で指定数量未満の場合、少量危険物扱いとして、市町村条例に基づく設備基準が適用される。 () 危険物の仮貯蔵、仮取扱いの承認(10日以内)(法第10条第1項)	■事故発生時の応急措置及び通報義務 (法第16条の3)
当	■危険物(取扱所、貯蔵所、製造所)取扱所等完成検査申請 (法第11条の2第1項)	
方	■危険物保安監督者選任届出(法第13条第1項)	
	■予防規定認可申請(法第14条の2第1項)	
<u></u>	■防火管理者選任の届出、消防計画の作成、消火訓練の実施等 (法第8条)	
	■防火対象物の点検及び報告(法第8条の2の2)	
	■消防用設備等着工届出 (着工 1 0 日前まで) (法第 1 7 条の 1 4)	
	■消防用設備等設置届出(工事完了4日以内) (法施行規則第31条の3)	
	■製造所等の位置、構造及び設備の基準の遵守 (法第10条第4項) ■貯蔵及び取扱の基準の遵守(法第10条第3項) ■危険物取扱者制度の遵守(法第16条の2) ■定期点検制度の遵守(法第14条の3の2) ■事故発生時の応急措置及び通報義務(法第16条の3) ■指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱の基準の遵守 (法第9条の4)	

	収集・運搬	BDF精製装置の設置、BDF精製	利用・販売
		<騒音規制法> ■特定建設作業実施届出(法第14条)(開始の7日前まで) <振動規制法> ■特定建設作業実施届出(法第14条)(開始の7日前まで) <大気汚染防止法> ■ばい煙発生施設設置の届出(法第6条)	 〈道路運送車両法〉 ■自動車検査証の備考欄への使用燃料記載変更 〈地方税法(軽油引取税)〉 ■BDFを製造する場合の製造等の承認 1 BDFが炭化水素成分を含む場合 (1)軽油と混和しない場合 ①地方税法上の軽油に該当する場合・承認が必要 ②地方税法上の軽油に該当しない場合・自動車の燃料として販売、自家使用する場合は承認が必要 (2)軽油と混和する場合 (2)軽油と混和する場合 (2)軽油と混和する場合 (2)軽油と混和する場合 (2)軽油と混和する場合 (2)軽油と混和する場合 (2)軽油と混和する場合 (2)軽油と混れずる場合 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (2) (3) (4)
その他関連法		■ばい煙の排出の制限(法第13条) ■ばい煙量の測定(法第16条) <福島県生活環境の保全等に関する条例> ■ばい煙指定施設等の設置(条例第13条) ■ばい煙の排出の制限等(条例第20条) ■ばい煙等の濃度の測定(条例第22条)	(2) 軽油と混和したものが、地方税法上の軽油に該当する場合・承認が必要(2 BDFが炭化水素成分を含まない場合・承認は不要(2)軽油と混和しない場合・承認は不要(2)軽油と混和したものが、地方税法上の軽油に該当せる場合・・承認と混い必要(②軽油と混いが必要(②軽油と混いが必要(②軽油とに該当しない場合・・自動車の燃料として販売、自家使用する場合は承認が必要
			(※) 炭化水素成分の有無について BDFが廃食用油から精製されていても、炭化水素成分が含まれている場合があるため、各地方振興局県税部へサンプルの分析について相談してください。
	(※) 「◆	その他考慮すべき主な手続き」もご覧ください。	

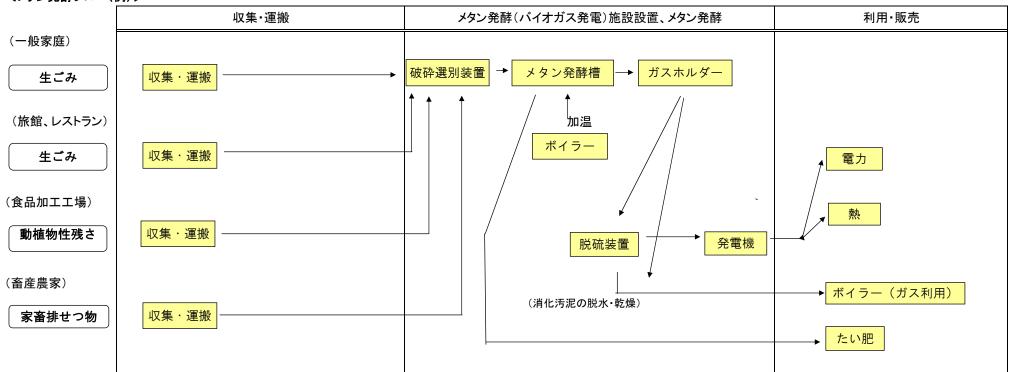
3 生ごみ・家畜排せつ物等メタン発酵

<利用例>

原料バイオマス名	発生源		
生ごみ	一般家庭	\Longrightarrow	
生ごみ	旅館、レストラン	\Longrightarrow	
動植物性残さ	食品加工工場	\Longrightarrow	
家畜排せつ物	畜産農家	\Longrightarrow	



<メタン発酵フロー(例)>



収集·運搬	メタン発酵(バイオガス発電)施設設置、メタン発酵	利用·販売
■収集・運搬、保管、処理に係る基準の遵守	■廃棄物処理施設の設置許可申請	
【一般廃棄物:法第6条の2第2項】	【一般廃棄物】	
【産業廃棄物:第12条第1項、第2項】	○処理能力5トン/日以上の場合、許可が必要(第8条第1項) ○許可基準は法第8条の2	
【		
	【産業廃棄物】 ○指導要綱に基づく事前手続き、条例第32条に基づく設置許可申	
	請 ○許可基準は条例33条第1項	
	(※) 市町村が行う場合は、一般廃棄物処理施設の設置届出 (法第9条の3)	
■収集・運搬、処分に係る帳簿の備え付け	■廃棄物の処分業の許可申請	
【一般廃棄物:法第7条第15項、16項】	【一般廃棄物】第7条第6項	
【産業廃棄物:第12条第11項】	【産業廃棄物】第14条第6項 	
	(※) 市町村が行う場合は、一般廃棄物の処分業の許可は不要 (法第6条の2)	
■運搬又は処分を他人に委託する場合の基準の遵守	■使用前検査申請	
【産業廃棄物:第12条第3項、14項】		
	【産業廃棄物】法第15条の2第5項	
■廃棄物の収集・運搬の許可申請	■廃棄物処理施設の維持管理基準の遵守	
【一般廃棄物:第7条第1項】	【一般廃棄物】法第8条の3	
【産業廃棄物:第14条第1項】	【産業廃棄物】法第15条の2の2	
(※) 市町村が行う場合は、一般廃棄物の収集・運搬業 の許可は不要(法第6条の2)		
- 1 101 2 (122) 2 2 2 2		

	収集•運搬	メタン発酵(バイオガス発電)施設設置、メタン発酵	利用·販売
		■主任技術者選任届出(法第43条) ○電気主任技術者の選任 ○ボイラータービン技術者の選任 (ボイラーを利用する場合) 蒸気ボイラー 6㎡以上 温水ボイラー 28㎡以上 貫流ボイラー 60㎡以上	
電気事業法		■保安規定の届出(法第42条) ■工事計画の届出(法第48条) (着工30日前まで) ■使用前安全管理検査(法第50条の2)	
		■溶接安全管理検査(法第52条) ■定期安全管理検査(法第55条)	
		■防火管理者選任の届出、消防計画の作成、消火訓練の実施等 (法第8条) ■防火対象物の点検及び報告 (法第8条の2の2)	
消防法		■消防用設備等着工届出(着エ10日前まで) (法第17条の14) ■消防用設備等設置届出(工事完了4日以内) (法施行規則第31条の3)	
		当該ボイラーの燃料として重油、灯油等を利用する場合は、ボイラー(危険物施設) 用(BDF:バイオディーゼル燃料)」の「消防法」の手続きをご覧ください。	に係る設置許可が必要です。

	収集·運搬	メタン発酵(バイオガス発電)施設設置、メタン発酵	利用·販売
その他関連法		<高圧ガス保安法> (ガス貯蔵設備などで加圧内圧が1 Mpa以上の場合) ■高圧ガス製造許可申請(届出)(法第5条第1項(第2項)) ■危害予防規定許可届出(法第26条第1項) ■高圧ガス保安統括者等届出(法第27条の2第5項) ■冷凍保安責任者届出(法第27条の4第2項) ■特定高圧ガス取扱主任者届出(法第28条第3項) ■高圧ガス貯蔵所設置許可申請(届出)(法第16条(第17条の2第1項) ■製造施設等完成検査申請、同開始届出 ■高圧ガス貯蔵所完成検査受検の届出(法第20条第1項) ■高圧ガス製造事業届出(製造開始20日前まで)(法第21条第1項) ■特定高圧ガス消費届出(開始20日前まで)(法第24条の2第1項)	<熟供給事業法> (熱供給事業を行う場合) ■事業の認可申請(法第3条) <電気事業による新エネルギー等の利用 に関する特別措置法> ■発電設備の基準適合認定申請 (法第9条) <地力増進法> ■土壌改良資材の品質表示(法第12条)
		 <工場立地法> ■特定工場新設届出(法第6条第1項)(工事着工の90日前まで) ■実施制限時間の短縮申請(法第11条第1項) <振動規制法> ■特定建設作業実施届出(法第14条)(開始の7日前まで) 	

	収集·運搬	メタン発酵(バイオガス発電)施設設置、メタン発酵	利用·販売
その他関連法		<騒音規制法> ■特定建設作業実施届出(法第14条) (開始の7日前まで)	
		<悪臭防止法> ■特定悪臭物質指定物質の規制基準の遵守(法第4条)	
		<大気汚染防止法> ■ばい煙発生施設設置の届出(法第6条) ■ばい煙の世界(法第12条)	
		■ばい煙の排出の制限(法第13条) ■ばい煙量の測定(法第16条)	
		<福島県生活環境の保全等に関する条例> ■ばい煙指定施設等の設置(条例第13条)	
		■ばい煙の排出の制限等(条例第20条) ■ばい煙等の濃度の測定(条例第22条)	
		<エネルギーの使用の合理化に関する法律> ■エネルギー管理者(エネルギー管理員)の選任	
		■中長期計画の提出 ■エネルギー使用状況等の定期報告	
		<家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律> ■管理基準の遵守(法第3条第2項)	
	(%)	「◆その他上記1~3について考慮すべき主な手続き」もご覧ください。	

◆ その他考慮すべき主な手続き

バイオマスの利活用にあたっては、以下の手続きについても留意する必要があります。 なお、手続きの詳細につきましては、「土地利用ハンドブック」(福島県企画調整総務 領域土地調整グループ http://www.pref.fukushima.jp/tochi/handbook/mokuzi.htm)を ご覧ください。

(1)土地利用関係

- ■都市計画法 (開発許可申請)
- ■農業振興地域の整備に関する法律(市町村の農業振興地域整備計画の変更、 農用地区域からの除外)
- ■農地法(農地転用許可申請、農地転用届出)
- ■森林法(林地開発許可申請)
- ■自然公園法(国立公園、国定公園内の行為の許可、届出、承認、認可)
- ■県立自然公園条例(県立自然公園内の行為の許可、届出、承認、認可)
- ■県自然環境保全条例(自然環境保全地域・緑地環境保全地域内の行為の許可、 届出、協議)

(2)環境関係

- ■浄化槽法(浄化槽の設置届出)
- ■給水施設等条例(給水施設工事の確認)
- ■水道法(専用水道工事の確認)

(3) 土木関係

- ■道路法(道路管理者以外の者が行う工事の承認)
- ■河川法(河川管理者以外の者が行う工事の承認)

(4)建築関係

■建築基準法(建築物の建築、大規模な修繕等の確認)

(5) 文化財保護関係、その他

- ■国有財産法(法定外公共用財産の使用許可、払い下げ等)
- ■文化財保護法(埋蔵文化財等の包蔵地発掘・発見の届出)
- ■県景観条例(景観形成重点地域における行為の届出、大規模行為の届出)
- ■県工業開発条例(一定面積の敷地の工場設置届出)